

平成21年11月16日

報道関係者 各位

(照会先)
社会保険庁運営部企画課
(担当・内線) 小崎、大棒 (3658)
(ダイヤル) 03-3595-2793
(電話代表) 03-5253-1111

名寄せ特別便に関する記録調査の市区町村への協力要請について

標記について、平成21年11月13日付けで、別添のとおり都道府県社会保険事務局長あて通知いたしましたので、お知らせいたします。

庁保険発第 1113001 号
平成 21 年 11 月 13 日

地方社会保険事務局長 御中

社会保険庁運営部企画課長
(公印省略)

社会保険庁運営部年金保険課長
(公印省略)

名寄せ特別便に関する記録調査の市区町村への協力要請について

平成 20 年 3 月までに年金受給者の方に送付した「ねんきん特別便」(以下「名寄せ特別便」という。)に対して「訂正なし」と回答した方及び未回答の方のうち、未統合記録が結び付く可能性が高い方については、電話や文書の送付等によるフォローアップ照会を実施いただいているところである。

しかしながら、本人から回答がなく、かつ、電話番号を「104」等で照会しても非開示であるか、電話しても応答がないことにより、電話又は訪問ができなくなっている方(以下「対象者」という。)が発生している。

一方、市区町村においては、国民健康保険や介護保険の被保険者のデータとして電話番号や施設入所・病院入院の状況を把握しているところがあり、現に、既に協力をいただいた名古屋市においては、これらのデータによって電話番号等が判明し、同市において電話や訪問によって年金記録の確認を行っていたことによって、本人の記録であることが確認できたところである。

については、今般、市区町村に対して、下記により市区町村で保有する電話番号等情報の提供や電話又は訪問による記録の確認調査の協力をお願いすることとしたので通知する。

記

1. 各都道府県内の市区町村に対し、以下の全部又は一部の事項について御協力いただけないかの協力要請を行うこと。なお、要請に当たっては、社会保険事務局や社会保険事務所の幹部が市区町村に訪問を行うことにより実施し、できる限り早期に行うこと。

- (1) 対象者の電話番号又は施設入所や病院入院の情報の提供。
 - (2) 対象者に対する電話による記録の確認調査の実施。
 - (3) 対象者に対する訪問による記録の確認調査の実施。
2. 協力要請の結果については、その状況を別添1により、協力要請を行った日の翌日午前中までに報告すること。なお、報告に当たっては、社会保険庁運営部企画課特殊メール (chou-kikaku@nenkin.local) まで「(都道府県名)市区町村への協力依頼結果」とメールタイトルを付して報告すること。
 3. 社会保険事務局から市区町村へ対象者の情報提供を行う手順及び市区町村における調査確認方法等、具体的な内容については、別途連絡する。
 4. 「受給者の名寄せ特別便送付者への対応」及び「市町村に対する年金記録調査に係る協力要請について」(平成21年11月12日公表資料)を別添2及び3のとおりそれぞれ送付するので、市区町村に協力要請を行う際の資料として活用されたい。
 5. 協力いただける市区町村については、国民年金等事務取扱交付金を交付要綱に基づき交付することとしている。なお、具体的な内容については、別途連絡する。

市区町村への名寄せ特別便に関する記録調査の協力要請状況

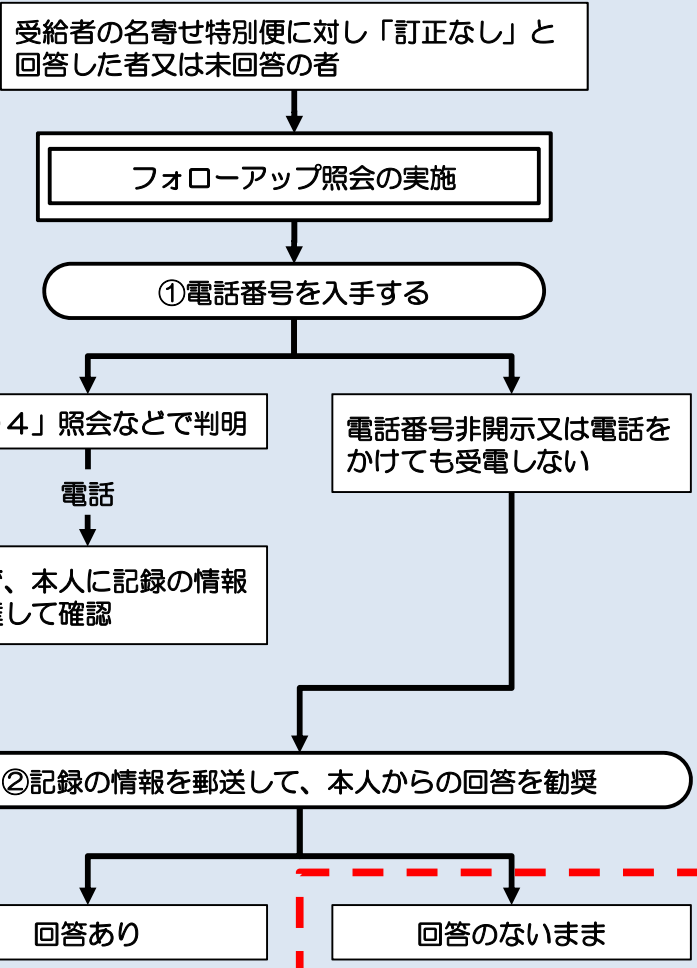
〇〇社会保険事務局

項番	市区町村名	面談年月日	面談者	協力要請結果（該当するものに〇印を記入すること）						左記において、「その他」に〇を記入した場合は、その協力内容を記入すること	
				全部協力	一部協力				協力不可		検討中
					電話番号等 情報提供	電話による 確認調査	訪問による 確認調査	その他			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											

※ 管内の市区町村名を予め記入し、面談を行った又は「検討中」である場合は、その報告があった都度当該様式の更新を行うこと。

受給者の名寄せ特別便送付者への対応

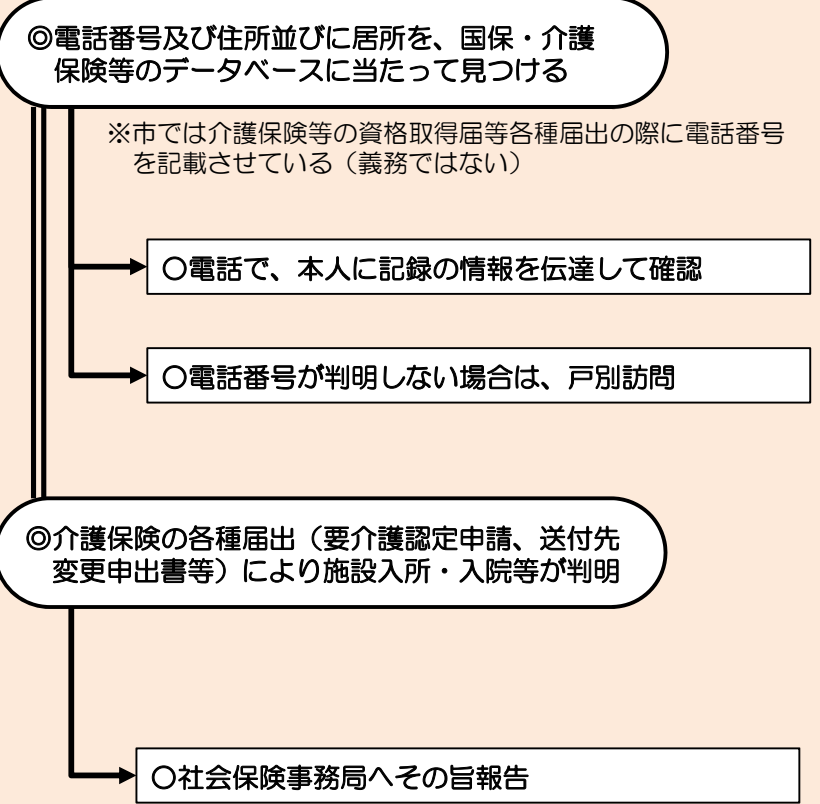
社会保険事務局での対応の現状



フォローアップ対象者数 88万件
このうち、接触できていない者 8万件 (全国計)

このうち
825件

名古屋市の対応



市町村に対する年金記録調査に係る協力要請について

1 概要

社会保険事務所又は社会保険事務局（以下「社会保険事務所等」という。）において実施している受給者名寄せ便のフォローアップ照会について、社会保険事務所等における調査（N T Tの電話番号案内等）では電話番号が判明せず、未統合記録を同封した文書による照会にも回答がないため、それ以上の調査が不能となったものについて、市町村が保有している国民健康保険、介護保険及びその他福祉情報を活用することにより電話番号や連絡先が一定程度判明することが、名古屋市が実施した年金記録の調査により確認された。

このため、全国の市町村に対し、① 市町村が独自に保有する電話番号や連絡先の提供、又は、② 判明した電話番号又は連絡先を活用し、市町村において記録の調査を行うことの協力を依頼し、受給者名寄せ特別便の処理促進を図るものである。

2 調査対象者

受給者名寄せ特別便のフォローアップ照会対象者のうち、以下のいずれにも該当する者を対象とする。

- ① N T T電話番号案内や社会保険オンラインシステムに保有しているデータでは電話番号が判明しなかったもの
- ② 未統合記録を同封した記録を同封した文書を送付しても回答がないもの

・対象見込件数：約 8 万件

（うち、訂正なし分約 4 万件、未回答者分約 4 万件）

※名古屋市においては、未回答者分約 4 万件のうち 8 2 5 件を調査対象

（市及び区の職員約 1 0 0 名により通常業務をこなしながら実施）

うち、・市町村が独自に保有する情報による電話番号判明率 約 6 5 %

・市町村が独自に保有する情報による施設入所等の判明率 約 1 5 %

3 市町村への協力依頼内容

各市町村に対し、各社会保険事務所から以下のいずれかの協力をお願いする。

なお、協力いただいた市町村には国民年金等事務取扱交付金を交付要綱に基づき交付。

（電話番号の提供@30 円/件、市町村職員が電話@165 円/件、市町村職員が訪問@165 円/件+@730 円/日）

- ① 社会保険事務所等から対象者リストを各市町村へ渡し、各市町村が保有する国民健康保険、介護保険及びその他福祉情報の電話番号及び居所（連絡先）を調査のうえリストに記入して返還してもらう。
- ② 上記①に加え、電話番号等が判明した者に電話又は訪問を行い、ご本人の記録であるか否かの確認を行っていただく。